

社会福祉法人北名古屋市社会福祉協議会 懲戒処分審査委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人北名古屋市社会福祉協議会に勤務するすべての職員の懲戒処分について、その審査の公正を確保するため、懲戒処分審査委員会の組織、運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員8人以内をもって組織する。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 事務局長
- (4) 事務局次長
- (5) 課長級の職にある者（総務課長は除く）
- (6) その他会長が指名する職員

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、会長をもって充てる。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の3分の2以上で決する。

4 総務課長は、委員会に出席し、当該事案について説明するものとする。

5 委員長は、必要があると認めるときは、当該事案の関係者に出席を求め、当該事案について説明又は意見を聞くことができる。

6 委員長及び委員は、自己又はその3親等以内の親族及び配偶者に関する事案については、その議事に参与することができない。ただし、委員会が必要と認めたときは、会議に出席し、発言することができる。

(雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。